

アートフレンド会員規約

本規約は、滋賀県立文化産業交流会館（以下「会館」という。）が配信するメールマガジンを利用するアートフレンド会員（以下「会員」という。）との間に適用される条件を定めたものであり、会員が本サービスを利用するには、本規約を遵守するものとします。又、本サービスを利用する会員は、本規約に同意・承諾したものとします。

第1条（登録方法）

1. 会員の登録手続きは、会館ホームページ内のメールマガジン登録フォームにより、会員となるご本人自身が行うものとします。
2. 新規会員登録は、メールマガジン登録フォームにおいてメールアドレスを入力し、送信した時点で登録が完了するものとします。
3. 登録は無料とします。
4. 会館の入場券購入サイトの会員登録をされた場合も自ら登録したものとします。

第2条（登録個人情報）

1. 会員の登録情報は、会館が定めるプライバシーポリシーに従い適切に取り扱うとともに、厳重に管理します。
2. 原則として、法令に定める場合を除き、個人情報を会員の承諾なしに第三者に提供しないものとします。
3. 会員となるための新規登録の際、提示項目に対して正確な情報を登録するものとします。

第3条（メールマガジンの配信・停止）

1. 会館は、会員に対して、メールマガジン、本サービス関連の情報、告知、運営上の事務連絡を含む電子メールを配信できるものとします。
2. 会員は、配信内容において、会館又は会館の提携先等第三者に関する広告、宣伝等を含むことにつき、あらかじめ同意するものとします。
3. 会員がメールマガジンの配信を希望しなくなったときは、解除の意思表示により配信を停止します。
4. メール配信の際は、専用の同報配信ソフトにより誤操作、誤送信を防ぐこととします。

第4条（登録解除方法）

1. 会員は、随時、登録解除できるものとします。
2. 登録解除を希望する場合、会員が受信しているメールアドレスよりメールマガジン配信元アドレスに「登録解除の意」を返信し行うものとします。

第5条（登録内容変更）

一度登録した会員情報は変更できないため、会員は登録解除手続きを行い、再度新しいメールアドレスで新規会員登録を行うものとします。

第6条（会員登録抹消）

当館は、以下に該当する場合、当該登録会員を抹消することがあります。

- a. 登録会員が本規約に違反した場合
- b. 登録会員の入力情報に虚偽、過誤がある場合
- c. 登録されたメールアドレスが機能していないと判断される場合
- d. 第三者になりすましてユーザー登録を行った場合
- e. メールマガジンが不達となった場合
- f. 登録していないのにメールマガジンが届いた等の連絡あった場合
- g. その他、会館が不相当と判断する行為があった場合

第7条（サービスの中断・停止）

1. 以下に該当する場合、会員に承諾を受けることなく、メールマガジンの配信を一時中断、または停止する場合があります。

- a. コンピューターシステムの保守・点検を行う場合
- b. コンピューター機器の故障などのトラブルのほか本サービスを提供できない場合
- c. 法律、法令等に基づく措置により本サービスが提供できない場合
- d. その他、会館が不測の事態により配信が困難と判断した場合。

2. 会館は、前項により本サービスの運用を中断・停止する場合、登録会員に対し電子メール等によりその旨を通知するものとします。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。

3. メールマガジンの配信の中断、停止に伴い、会員に不利益、損害が生じた場合においても、会館は、その責任を負わないものとします。

第8条 免責事項

1. 会館は、会館が提供する本サービスにおいて、生じたトラブル（違法又は公序良俗に反する行為、名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷等）に関して、一切の責任を負わないものとします。

2. 会館は、会員が使用するコンピューター、回線、ソフトウェア等の環境等に基づき生じた損害について、賠償する義務を一切負わないものとします。

3. 会館は、本サービスの停止又は中止、本サービス内容の変更によって受ける損害について、賠償する義務を一切負わないものとします。

第9条 著作権

1. メールマガジンによって提供される文字、写真、映像、音声等のすべての著作物、肖像、キャラクター、マーク、その他の情報に関する一切の権利（所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティー権等）は、会館もしくは当該権利を有する情報提供元に帰属します。
2. 会員は、提供コンテンツについて、一切の権利を取得することはないものとし、権利者の許可なく、所有権、著作権を含む一切の知的財産権、肖像権、パブリシティー権等、コンテンツ素材に関する全ての権利を侵害する一切の行為をしてはならないものとします。
3. 本条の規定に違反して問題が発生した場合、会員は、自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、会館に何等の迷惑又は損害を与えないものとします。

第10条 準拠法および管轄裁判所

本規約の準拠法は日本国法とします。本契約に関する一切の訴訟については大津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第11条 本規約の追加、変更

当館は、適宜、本規約を追加・変更することがあります。

第12条（問い合わせ）

本サービスのご利用に関する問い合わせについては、会館へ電話またはメールにてお問い合わせください。

滋賀県立文化産業交流会館 広報担当
〒521-0016 滋賀県米原市下多良2丁目137
TEL:0749-52-5111
<http://www.s-bunsan.jp/>
MAIL:bunsan@biwako-arts.or.jp

付則 本規約は平成29年4月1日より施行します。